

日本整形外科スポーツ医学会雑誌投稿規定

1992年10月より適用
1998年9月一部改正
2000年4月一部改正
2005年11月一部改正
2009年5月一部改正
2011年12月一部改正
2015年9月一部改正

雑誌の刊行

1. 年4回発行する。
2. 内1回は学術集会抄録号とし、年1回学術集会の際に発行する。
3. 残りの3回は学術集会発表論文を掲載することを原則とするが、ほかに原著論文も掲載する。
4. 言語は日本語または英語とする。

論文の投稿規約

1. 学術集会発表論文は、学術集会終了後原則として3ヵ月以内に、編集事務局あてに送付する。
2. 原著論文は随時受付ける。論文は編集事務局あてに送付する。
3. 主著者および共著者は、日本整形外科スポーツ医学会の会員であることを原則とする。
ただし、上記条件を満たさない場合でも、編集委員会の合意を得て理事長が認可した論文については掲載を許可する。
4. 学術集会発表論文、原著論文は未掲載のものであることとする。他誌に掲載したもの、または投稿中のものは受理しない。日本整形外科スポーツ医学会雑誌に掲載後の論文の再投稿、他誌への転載は編集委員会の許可を要する。
5. 投稿する論文における臨床研究は、ヘルシンキ宣言を遵守したものであること。また症例については別掲の「症例報告を含む医学論文及び学会研究会発表における患者プライバシー保護に関する指針」を遵守すること。
6. 論文の採否は編集委員会で決定する。編集委員会は内容に関連しない限りの範囲で、論文中の用語、字句表現などを著者の承諾なしに修正することがある。
7. 論文掲載（印刷物および電子ジャーナルなど）後の著作権は本学会に帰属する。
8. 投稿原稿には、二重投稿していないことおよび投稿に同意する旨の共著者連名による署名のされた誓約書の添付を必要とする。

学術集会発表論文，原著論文について

1. 和文論文 形式：A4判の用紙にプリンターを用いて印字する。用紙の左右に十分な余白をとって，1行20字×20行=400字をもって1枚とする。

投稿に際しては，テキスト形式で保存したCD などの記録メディアを提出する。

体裁： (1) タイトルページ

- a. 論文の題名（和英併記）
- b. 著者名，共著者名（6名以内）（和英併記，ふりがな）
- c. 所属（和英併記）
- d. キーワード（3個以内，和英いずれでも可）
- e. 連絡先（氏名，住所，電話番号）
- f. 別刷希望数（朱書き）

(2) 和文要旨（300字以内）

*要旨には，原則として研究の目的，方法，結果および結論を記載する。

(3) 本文および文献

*学術集会発表論文は口演原稿そのままではなく，簡潔に論文形式にまとめる。原著論文の構成は「はじめに」，「症例（または材料）と方法」，「結果」，「考察」，「結語」，「文献」の順とする。また症例報告の構成は「はじめに」，「症例」，「考察」，「文献」の順とする。「結語」は不要とする。

(4) 図・表（あわせて10個以内）

*図・表および図表の説明文は和文で作成する。

枚数：原則として，本文，文献および図・表で22枚以内とする（編集委員長が認める場合は上限を40枚とすることができる。それ以上の超過は認めない）。掲載料については10を参照すること。

*図・表は1個を1枚と数える。

2. 英文論文 形式：A4判の用紙に，プリンターを用い，左右に十分な余白をとって作成する。1枚は28行以内とし，1 段組とする。

投稿に際しては，テキスト形式で保存したCD などの記録メディアを提出する。

体裁： (1) タイトルページ

- a. 論文の題名（和英併記）
- b. 著者名，共著者名（6名以内）（和英併記）
- c. 所属（和英併記）
- d. キーワード（3個以内）
- e. 連絡先（氏名，住所，電話番号）
- f. 別刷希望部数（朱書き）

(2) 英文要旨（abstract）（150words 以内）

*要旨には，原則として研究の目的，方法，結果および結論を記載する。

(3) 本文および文献

*学術集会発表論文は口演原稿そのままではなく，簡潔に論文形式にまとめる。原著論文の構成は「はじめに」，「症例（または材料）と方

法」，「結果」，「考察」，「結語」，「文献」の順とする。また症例報告の構成は「はじめに」，「症例」，「考察」，「文献」の順とする。「結語」は不要とする。

(4) 図・表（あわせて10個以内）

*図・表および図表の説明文は英文で作成する。

枚数：原則として，本文，文献および図・表で22枚以内とする。（編集委員長が認める場合は上限を40枚とすることができる。それ以上の超過は認めない）掲載料については10を参照すること。

*図・表は1個を1枚と数える。

3. 用語

- 常用漢字，新かなづかいを用いる。
- 学術用語は，「医学用語辞典」（日本医学会編），「整形外科学用語集」（日本整形外科学会編）に従う。
- 文中の数字は算用数字を用い，度量衡単位は，CGS単位で，mm，cm，m，km，kg，cc，m²，dl，kcal，等を使用する。
- 固有名詞は，原語で記載する。

4. 文献の使用

- 文献の数は，本文または図・表の説明に不可欠なものを20個以内とする。
- 文献は，国内・国外を問わず引用順に巻末に配列する。
- 本文中の引用箇所には，肩番号を付して照合する。

5. 文献の記載方法

- 欧文の引用論文の標題は，頭の1文字以外はすべて小文字を使用し，雑誌名の略称は欧文雑誌ではIndex Medicusに従い，和文の場合には正式な略称を用いる。著者が複数のときは筆頭者のみで，共著者をet al または，ほかと記す。同一著者名の文献が複数ある場合は年代の古い順に並べる。

(1) 雑誌は著者名（姓を先とする）：標題．誌名，巻：ページ，発行年。

例えば

山○哲○ほか：投球障害肩の上腕骨頭病変—MRIと関節鏡所見の比較検討—．整スポ会誌，19：260—264，1999．

Stannard JP et al：Rupture of the triceps tendon associated with steroid injections．
Am J Sports Med，21：482-485，1993．

(2) 単行書は著者名（姓を先とする）：書名．版，発行者（社），発行地：ページ，発行年。

例えば

Depalma AF：Surgery of the shoulder．4th ed．JB Lippincott Co，Philadelphia：350-360，1975．

(3) 単行書の章は著者名（姓を先とする）：章名．In：編著者名または監修者名（姓を先とする），ed．書名．版，発行者（社），発行地：ページ，発行年。

例えば

Caborn DNM et al: Running. In: Fu FH, ed. Sports Injuries. Williams & Wilkins, Baltimore: 565-568, 1994.

6. 図・表について

図表は、正確、鮮明なものをjpeg形式などの電子ファイルでCDなどの記録メディアに入れ提出する。なお図・表の説明文もプリンターで印字すること。また本文の右側欄外に図・表の挿入箇所を朱書きで指示する。

7. 投稿時には、上記の電子ファイルのほか、鮮明なプリントアウト（図表を含む）を2部添付し提出する。

8. 初校は著者が行う。校正後は速やかに簡易書留など確実な方法で返送する。

9. 論文原稿は、返却しない。

10. 掲載料は、刷り上がり6頁（タイトルページと400字詰め原稿用紙22枚でほぼ6頁となる）までを無料とする。超過する分は実費を別に徴収する。

11. 別刷作成に関する費用は実費負担とする。希望する別刷数を、投稿時タイトルページに朱書きする。別刷は、掲載料、別刷代金納入後に送付する。

■原稿送り先

日本整形外科スポーツ医学会雑誌編集事務局

〒150-0033

東京都渋谷区猿樂町 19-2

株式会社真興社内 担当：石井

TEL 03-3462-1182 FAX 03-3462-1185

E-mail: edit-jossm@shinkousha.co.jp

「症例報告を含む医学論文及び学会研究会発表における
患者プライバシー保護に関する指針」

医療を実施するに際して患者のプライバシー保護は医療者に求められる重要な責務である。一方、医学研究において症例報告は医学・医療の進歩に貢献してきており、国民の健康、福祉の向上に重要な役割を果たしている。医学論文あるいは学会・研究会において発表される症例報告では、特定の患者の疾患や治療内容に関する情報が記載されることが多い。その際、プライバシー保護に配慮し、患者が特定されないよう留意しなければならない。

以下は外科関連学会協議会において採択された、症例報告を含む医学論文・学会研究会における学術発表における患者プライバシー保護に関する指針である。

- 1) 患者個人の特定可能な氏名、入院番号、イニシャルまたは「呼び名」は記載しない。
- 2) 患者の住所は記載しない。
但し、疾患の発生場所が病態等に関与する場合は区域までに限定して記載することを可とする。
(神奈川県、横浜市など)
- 3) 日付は、臨床経過を知る上で必要となることが多いので、個人が特定できないと判断される場合は年月までを記載してよい。
- 4) 他の情報と診療科名を照合することにより患者が特定され得る場合、診療科名は記載しない。
- 5) 既に他院などで診断・治療を受けている場合、その施設名ならびに所在地を記載しない。但し、救急医療などで搬送元の記載が不可欠の場合はこの限りではない。
- 6) 顔写真を提示する際には目を隠す。眼疾患の場合は、顔全体が分からないよう眼球のみの拡大写真とする。
- 7) 症例を特定できる生検、剖検、画像情報に含まれる番号などは削除する。
- 8) 以上の配慮をしても個人が特定化される可能性のある場合は、発表に関する同意を患者自身(または遺族か代理人、小児では保護者)から得るか、倫理委員会の承認を得る。
- 9) 遺伝性疾患やヒトゲノム・遺伝子解析を伴う症例報告では「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」(文部科学省、厚生労働省及び経済産業省)(平成13年3月29日、平成16年12月28日全部改正、平成17年6月29日一部改正、平成20年12月1日一部改正)による規定を遵守する。

平成16年4月6日(平成21年12月2日一部改正)

外科関連学会協議会 加盟学会
(日本整形外科スポーツ医学会 平成17年8月20日付賛同)